

## 徳島県情報公開審査会答申第177号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成29年1月31日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「101才以上の人の長寿いわい金わたしてない人どのように平成29年3月31日までにしよりするのかわ 長寿いきがいか」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年2月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成29年2月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年7月7日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

101才以上の人長寿いわい金いない人がでてくるので文章こしらえるべきである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

長寿祝金を渡していない人がいるので、文書を作成すべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

### 1 本件請求について

本件請求は、平成28年度「敬老の日」長寿者慶祝訪問（以下「長寿者慶祝訪問」という。）において、県下の101歳以上の長寿者（以下「長寿者」という。）に贈呈する祝金等について、贈呈されていない人に対して、平成29年3月31日までにどのように処理するのかを定めた公文書について、公開を求めるものである。

### 2 本件処分の理由について

長寿者慶祝訪問とは、県知事などが「敬老の日」に長寿者の自宅等を訪問して、祝金等の贈呈を行うものである。県では、「敬老の日」長寿者慶祝訪問実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、市町村の方で長寿者の意向確認や日程調整を行い、体調不良などのやむを得ない事情がない限り、「敬老の日」に訪問し、祝金等を贈呈している。

平成27年度までは、特に問題もなく、祝金等を受け取ってもらえていたため、祝金等が贈呈できていない人に、どのように対処するか定めた文書は作成していなかった。ところが、平成28年度になって、祝金等の受領の意向は示しながらも、訪問の日程調整に応じず、恣意的に訪問日程を引き延ばされたため、結果的に贈呈が年度末になった事案が生じた。

この事案の発生を受けて、平成29年度には、実施要領を見直して、長寿者が祝金等を受け取ることができる期限を明文化したところである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、長寿者慶祝訪問の祝金等について、贈呈することができない人が生じた場合にどのように処理するのか定めた公文書が存在する旨主張していることから、当該公文書の存否について、以下検証する。

実施機関の説明によれば、長寿者慶祝訪問については、意向確認や日程調整は市町村に依頼し、市町村と調整しながら、県知事などが、原則「敬老の日」に長寿者の自宅等を訪問して祝金等を贈呈している。祝金等を受け取ってもらえずに予算が余った場合も、補正を行うのみであり、受け取ってもらえなかった理由を記載した文書を作成する必要まではないとのことである。

したがって、審査請求人が主張するような公文書を作成していないとする実施機関

の説明について不合理な点はなく，本件請求に係る公文書について，不存在であることを理由に行った本件処分は，妥当であると認められる。

なお，実施機関から，平成29年度に実施要領を見直して，祝金等の受取り期限を明文化したとの説明があったが，公文書公開制度においては，公開請求があった時点で保有している公文書が制度の対象となるので，当審査会の結論に影響するものではない。

## 2 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 7月 7日	諮問
平成30年 5月 31日	審議（第153回審査会）
7月 2日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第154回審査会）
8月 6日	審議（第155回審査会）

### 徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	

		准教授	
益田	歩美	弁護士	
松尾	泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋	恵美子	公認会計士, 税理士	